

## 第16回秋田家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成23年12月21日（水）午前10時～正午

### 2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

石川真，面山恭子，根田絵美子，柴田健，鈴木陽一，豊田建夫，長谷川薫

（説明者）

山方亨事務局長，大矢文章首席家庭裁判所調査官，佐々木稔首席書記官，八卷孝秋田地方裁判所総務課長

（事務局）

長沼忠雄事務局次長，伊藤綾子秋田地方裁判所総務課主任，阿部朋巳秋田検察審査会事務局長

### 4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）協議

ア 議題「最近の法制度改正」

（ア）基調説明

佐々木首席書記官が「最近の事件の概況」，「最近における成年後見制度の実情」並びに「民法及び児童福祉法の一部改正」について説明した。

（イ）意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「再犯防止に向けた社会資源等の活用」

(ア) 基調説明

大矢首席家庭裁判所調査官が「再犯防止に向けた社会資源等の活用」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

ウ 議題「震災と家庭裁判所（続）」

(ア) 基調説明

山方事務局長が「震災と家庭裁判所（続）」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の3のとおり

エ 議題「利用者アンケート」

(ア) 意見交換

別紙の4のとおり

(5) 開催回数

委員長から、開催回数について、委員の負担、事務局の準備などの事情を考慮して、当面、年2回の開催とし、委員から緊急に会議開催の要望が出されたときには検討するとの説明がなされた。

(6) 次回期日

追って調整する。

(7) 次回議題

追って調整する。

(8) 閉会宣言

(別紙)

## 意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，△は説明者の各発言)

### 1 最近の法制度改正（議事概要4の(4)のアの(イ)）

△ 秋田県内において、東日本大震災による申立事件数への影響は、人事訴訟事件についてはほとんどなく、また、未成年後見事件については数えるくらいしか申立てがなかった。

○ 身内的人是は必ず成年後見の申立てをしなければいけないのか。

◎ 本人が財産管理ができないときに、本人の財産保護のための制度であり、必ず関係者が申立てをしなければならない制度ということではない。

△ 市区町村長からの成年後見の申立件数は、過去数年間の状況として、多い年で十数件、それ以外の年は五、六件である。

○ 成年後見制度では、本人の意思が尊重される。成年後見を開始するときには、本人の意思を確認している。成年後見の申立ては、本人の周囲の人が行うほか、金融機関から成年後見の申立てを促されて行うことがある。

○ これまで各市町村から成年後見の申立てがあまりされなかったのは、制度についてよく理解していなかったという面があったと思われる。秋田市においては、秋田市が成年後見の申立てをする際の経費及び成年後見人に支払う報酬の予算措置を講じている。

◎ 成年後見人の事務は結構手間が掛かるので、すべてボランティアというわけにはいかない。成年後見人へ支払う報酬についても事前に手当しておく必要がある。家庭裁判所は、後見人を監督する責任があることから、後見人に対しては選任した際にいろいろ注意をしているものの、不正が後を絶たない状況があり、後見制度支援信託の導入が検討され、間もなくスタートするところである。

○ 本人に意思能力がないとき、家庭裁判所は、成年後見人選任の際、どのよ

うにして本人の意思を確認するのか。

- 家庭裁判所は、本人に全く意思能力がないときには、本人の意思確認をしなくてもよいことになっている。ある程度意思能力がある人については、意思確認を行っている。

## 2 再犯防止に向けた社会資源等の活用（議事概要4の（4）のイの（イ））

- 成人刑事事件を取り扱っていると少年時代の犯歴の影響について考えることがある。少年時代、犯罪を行った後、周りから見捨てられたことが影響しているように感じることもある。犯罪少年に、周りから見捨てられていないということを意識させることが大事だと思っている。本日紹介があった取組みは、非常にいいことだと思う。

- 非常に興味深い取組みをしていると思う。しかし、家裁がこういう取組みをしていることについては、外部の多くの人は分からないと思う。このような取組みをした後の効果の検証はどうなっているのか。

△ 効果の測定は難しい。少年の家庭事情や育成状況はそれぞれ異なっている。家裁において、取組みをするグループと取組みをしないグループに分けて比較検討するようなことは難しい。このような取組みをして、いかに少年や保護者の心に響いたか、印象に残ったか、それらをきっかけとして良い方向に向かったかという視点が大切だと考えている。社会資源の活用については、平成18年頃から始まった取組みであり、現在、改善途中にあるので、今後更に検討していきたい。

- 家裁で取組みがなされているものの、効果の検証がなされていないということなので、今後、組織的に検討していただければと思う。

△ 試験観察の割合は、全体の3パーセントから5パーセントくらいである。試験観察の数自体が減っている。補導委託は、試験観察の2パーセントくらいである。

- 試験観察の数が減っている理由は何か。

△ 少年人口が減っていること、少年非行の数が減っていること、身柄事件の件数が減っていることなどの事情があるほか、少年院送致と保護観察のどちらかにすべきかはっきりしないという試験観察に付すことが相当なケースが少なくなってきたことが理由として考えられる。さらに、少年保護関係機関の棲み分けが整備されてきたことも理由として上げられると思う。

◎ 都会に比べて、秋田の場合には、凶悪な事件が少なく、少年院送致が相当な少年の数が少ない。少年院送致でもなく、保護観察に付するのでもないというグレーゾーンの少年が少ないことが試験観察が少ない理由と考えられる。

○ 以前関与した事件の少年から、家裁の取組みの一環として、八橋の公園で落ち葉清掃をして通行人から感謝され、それが少年にとっても良い経験になったという話を聞いたことがある。

△ これまで補導委託をした少年が委託先でトラブルを起こしたケースはない。補導委託先は、必ずしも交通事情が良いといえない場所にあるので、そこまで行くための交通手段について配慮が必要である。ボランティア保険については、家裁の指示によるのであれば、ボランティア活動とはいえないという理由で断られたことがある。

### 3 震災と家庭裁判所（続）（議事概要4の（4）のウの（イ））

○ 机上配布資料8「裁判所の手続案内窓口のご案内」に、各裁判所のホームページのアドレスを登載した方がよい。

△ 今後、是正を検討したい。

◎ 机上配布資料7「行動指針」は、各職場で見えるところに備え付け、すぐ利用できるようにしている。

△ 10月20日実施した避難訓練の際、一旦駐車場まで移動した後、庁舎5階の大会議室まで移動したときの所要時間は10分以内である。

◎ 避難訓練は、今後も継続して実施することが重要である。

○ 検察庁では、大震災の際、すぐ庁舎から外に出た。検察庁においても、阪

神大震災後、対応マニュアルを作成したが、今回の大震災を踏まえ、新たに  
対応マニュアルを作成していると聞いている。

○ 秋田大学の自分の研究室は随分古く、避難訓練もなされていないので、裁  
判所の取組みを参考にさせていただきたい。

◎ 秋田地家裁においては、非常用備品類について、基本的に、職員数プラス  
来庁者数分を確保するようにした。

△ 秋田地家裁のBCP（業務継続計画）については、なるべく早く作成した  
いと考えている。BCPが完成すれば、大震災を踏まえた対策は一応完了す  
ることになる。BCPについては、随時見直しをしていきたいと考えている。

#### 4 利用者アンケート（議事概要4の（7）のエの（ア））

○ 利用者アンケートの実施状況と紹介できる意見を教えていただきたい。

△ アンケート用紙と回収箱は、庁舎1階のロビーに備え置いており、投函さ  
れたアンケートについては、逐一目を通し、対応する必要があるものについ  
ては、速やかに対応している。

△ 最近の事例では、駐車場に窪みができて危ないとの意見があり、修繕した  
し、現在耐震工事中で、来庁者にとって庁舎内が分かりにくいということで、  
来庁者に第一次的に対応する1階守衛室窓口に、大きく「案内窓口」の表示  
をした。